

## 畜産環境整備機構保証保険要領（直接リース）

|       |        |           |    |   |   |
|-------|--------|-----------|----|---|---|
| 平成17年 | 8月30日  | 17環機第735号 | の2 | 制 | 定 |
| 平成21年 | 3月30日  | 21環機第241号 |    | 改 | 正 |
| 平成22年 | 7月8日   | 22環機第615号 |    | 改 | 正 |
| 平成29年 | 4月5日   | 29環機第25号  |    | 改 | 正 |
| 平成29年 | 10月17日 | 29環機第461号 |    | 改 | 正 |
| 平成30年 | 8月22日  | 30環機第356号 |    | 改 | 正 |
| 令和元年  | 8月1日   | 元環機第349号  |    | 改 | 正 |
| 令和2年  | 4月1日   | 2環機第3号    |    | 改 | 正 |

### 第1 目 的

一般財団法人畜産環境整備機構（以下「機構」という。）が実施する畜産高度化支援リース事業及び畜産高度化支援補完リース事業における直接リースにおいて、畜産高度化支援リース事業実施要領（平成22年5月28日付け22環機第448号。以下「実施要領」という。）第6の規定及び畜産高度化支援補完リース事業実施要領（平成28年8月17日付け28環機第353号。以下「補完リース要領」という。）第6の規定に基づき、借受者が加入しなければならない畜産環境整備機構保証保険（以下「保険」という。）については、これらの要領に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### 第2 用語の定義

この要領で使用する用語は、次に掲げるほか、実施要領及び補完リース要領の定めるところによるものとする。

#### 1 通常リース

環境リース、経営リース、食肉リース又は生乳リースをいう。

#### 2 補助リース

クラスターリース、楽酪リース、畜産ICTリース、楽酪GOリース、たい肥調整・保管リース事業、畜産経営生産性向上支援リース事業又はその他機構が実施した補助付きリース事業をいう。

### 第3 保険の内容等

#### 1 保険の内容

この保険は、機構が実施する直接リースにおいて、実施要領及び補完リース要領の規定に基づき、借受者の機構に対する精算額及び当該精算額に係る違約金の支払債務（以下「債務」という。）の履行を保証するため、借受者が機構を被保険者（保険金受取人）として加入する保険とする。

#### 2 包括契約の締結及び保険加入申込み

- (1) 機構は、直接リースの実施に当たり、あらかじめ保険会社と畜産環境整備機構保証保険包括契約（以下「包括契約」という。）を締結するものとする。
- (2) 生乳リースのうち、農業協同組合法第3条に規定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を借受者とする場合は本要領による保証保険を非付保とすることができる。
- (3) 借受者は、保険の加入契約について、その加入申込みの手続き並びに環境リースにおける保証保険料相当額に対する補助金の受領、保険会社への支払い及びそれらに関する全ての手

続きを機構に委任するものとし、その内容を誓約事項とする実施要領別紙様式の1の1の貸付申請書を受託団体を経由して機構に提出するものとする。

- (4) 機構は、借受者から保険加入申込みの委任を受けて、保険会社に保険の加入申込みを行うものとする。
- (5) 借受者は、5の(1)に規定する保険適用期間中は、(2)の委任を解除することができないものとする。

### 3 保証額

保険の保証額は、借受者の債務不履行等により第4の3による保険事故につながる事態となった時点（貸付契約の解約時）において計算される当該借受者の債務の額とする。

ただし、補助リースのうちクラスターリース、楽酪リース、畜産 ICT リース及び楽酪GOリース以外のものにあつては、4の(3)のAの(エ)のa及びイの(エ)のaの貸付期間経過相当額を控除した補助金並びに補助金に係る消費税相当額を含むものとし、クラスターリース、楽酪リース、畜産 ICT リース及び楽酪GOリースについては、これを含まないものとする。

### 4 保険料の納入方法、料率及び納入額等

- (1) 保険料の料率は、別に定めるものとし、機構と保険会社が協議して変更することができるものとする。
- (2) 保険料は、借受者が負担するものとし、(3)で定められた納入期限までに受託団体が借受者から徴収して機構に納入するものとする。

なお、借受者以外の者が保険料を負担することは妨げない。

- (3) 保険料の納入額の計算方法及び納入期限は、次に掲げるとおりとする。

なお、消費税相当額の消費税には、地方消費税を含むものとする。また、算定した納入額について、10円未満の端数が生じた場合には、10円未満を四捨五入して得た額とする。(以下同じ。)

ア 年1回払いにより貸付料・保険料を納入する場合

(ア) 通常リースのうち環境リース以外のもの並びに補助リースのうちクラスターリース、楽酪リース、畜産 ICT リース及び楽酪GOリース

a 第1回の納入額の算定方法及び納入期限

(a) 納入額：次のi及びiiの算式により算定された額の合計額

i  $[(\text{取得価額} + \text{貸付決定時の料率により算定される附加貸付料} + \text{消費税相当額}) \times \text{当該年度の保険料率}] \times 4 / 12$

ii  $(\text{取得価額} - \text{納入済基本貸付料} + \text{貸付決定時の料率により算定される附加貸付料} + \text{消費税相当額}) \times \text{当該年度の保険料率}$

(b) 納入期限：第1回の貸付料の納入期限の日

b 第2回から最終回の前々回までの納入額の算定方法及び納入期限

(a) 納入額：aの(a)のiiの算式により算定された額

(b) 納入期限：第2回から最終回の前々回までの貸付料のそれぞれの納入期限の日

c 最終回の前回の納入額の算定方法及び納入期限

(a) 納入額：次の算式により算定された額

$[(\text{取得価額} - \text{納入済基本貸付料} + \text{貸付決定時の料率により算定される附加貸付料} + \text{消費税相当額}) \times \text{当該年度の保険料率}] \times 8 / 12$

(b) 納入期限：最終回の前回の貸付料の納入期限の日

d 最終回の納入額の算定方法及び納入期限

(a) 納入額：次の算式により算定された額

$$\left[ (\text{取得価額} - \text{納入済基本貸付料} + \text{消費税相当額}) \times \text{当該年度の保険料率} \right] \times 3 / 12$$

(b) 納入期限：最終回の貸付料の納入期限の日

(イ) 通常リースのうち環境リース

実施要領第6の1のなお書きにより、保険料については、原則、機構が振興機構の補助金交付を受け、借受者に代わって支払うものとする。

ただし、同要領第6の1のただし書きによる保険料を借受者が負担する場合及び第6の3の(2)に該当する場合の納入額の算定方法及び納入期限については、(ア)に準じるものとする。

(ウ) 補助リースのうちクラスターリース、楽酪リース、畜産 ICT リース及び楽酪GOリース以外のリース

a 納入額の算定方法

補助リースのうちクラスターリース、楽酪リース、畜産 ICT リース及び楽酪GOリース以外のリースの保証額については、取得価額に補助金相当額を加えた額が求められることから、実施要領第12の規定に基づく貸付契約解約時に機構が提示する条件に基づき算定された額（畜産高度化支援リース事業実施要領第12の機構が定める条件（平成22年7月8日付け22環機第615号）第2に基づき算定される精算額をいう。）を基準とし算定するものとする。

具体的な算定方法は(ア)のaで示された納入額の算定方法のうち該当部分を、次に示す算定方法に読み替えて算定するものとする。

$$\left[ (\text{取得価額} - \text{納入済基本貸付料} + \text{貸付決定時の料率により算定される附加貸付料} + \text{消費税相当額}) + (\text{補助金}(\text{貸付期間経過相当額を控除した額}) + \text{補助金に係る消費税相当額}) \right] \times \text{当該年度の保険料率}$$

b 納入期限：(ア)に準じるものとする。

イ 年4回払いにより貸付料・保険料を納入する場合

(ア) 通常リースのうち環境リース以外のもの並びに補助リースのうちクラスターリース、楽酪リース、畜産 ICT リース及び楽酪GOリース

a 第1回の納入額の算定方法及び納入期限

(a) 納入額：次のi及びiiの算式により算定された額の合計額

i  $\left[ (\text{取得価額} + \text{貸付決定時の料率により算定される附加貸付料} + \text{消費税相当額}) \times \text{当該年度の保険料率} \right] \times 3 / 12$

ii  $\left[ (\text{取得価額} - \text{納入済基本貸付料} + \text{貸付決定時の料率により算定される附加貸付料} + \text{消費税相当額}) \times \text{当該年度の保険料率} \right] \times 3 / 12$

(b) 納入期限：第1回の貸付料の納入期限の日

b 第2回から最終回の前回までの納入額の算定方法及び納入期限

(a) 納入額：aの(a)のiiの算式により算定された額

(b) 納入期限：第2回から最終回の前回までの貸付料のそれぞれの納入期限の日

c 最終回の納入額の算定方法及び納入期限

(a) 納入額：次の算式により算定された額

$$\left[ (\text{取得価額} - \text{納入済基本貸付料} + \text{消費税相当額}) \times \text{当該年度の保険料率} \right] \times 3 / 12$$

(b) 納入期限：最終回の貸付料の納入期限の日

(イ) 通常リースのうち環境リース

実施要領第6の1のなお書きにより、保険料については、原則、機構が振興機構の補助金交付を受け、借受者に代わって支払うものとする。

ただし、同要領第6の1のただし書きによる保険料を借受者が負担する場合及び第6の3の(2)に該当する場合の納入額の算定方法及び納入期限については、(ア)に準じるものとする。

(ウ) 補助リースのうちクラスターリース、楽酪リース、畜産 ICT リース及び楽酪GOリース以外のもの

a 納入額の算定方法

補助リースのうちクラスターリース、楽酪リース、畜産 ICT リース及び楽酪GOリース以外のリースの保証額については、取得価額に補助金相当額を加えた額が求められることから、実施要領第12の規定に基づく貸付契約解約時に機構が提示する条件に基づき算定された額(畜産高度化支援リース事業実施要領第12の機構が定める条件(平成22年7月8日付け22環機第615号)第2に基づき算定される精算額をいう。)を基準とし算定するものとする。

具体的な算定方法は(ア)のaで示された納入額の算定方法のうち該当部分を、次に示す算定方法に読み替えて算定するものとする。

[(取得価額－納入済基本貸付料＋貸付決定時の料率により算定される附加貸付料＋消費税相当額)＋(補助金(貸付期間経過相当額を控除した額)＋補助金に係る消費税相当額)]×当該年度の保険料率

b 納入期限:(ア)に準じるものとする。

## 5 保険の責任

(1) 貸付施設等に係る保険は、当該貸付施設等の貸付開始の日から譲渡代金の納入期限までの間、適用するものとする。

(2) 保険の対象となる期間(以下「保険対象期間」という。)は、次のとおりとする。

ア 年1回払いにより貸付料・保険料を納入する場合

(ア) 貸付開始日から第1回貸付料納入期限が属する月の末日までの期間

(イ) (ア)に定める期間以降、最終回までの貸付料納入期限までは毎年度、貸付料納入期限の翌月の初日から翌年度の貸付料納入期限が属する月の末日までの期間

(ウ) 最終回貸付料納入期限の翌月の初日から譲渡代金の納入期限までの期間

イ 年4回払いにより貸付料・保険料を納入する場合

(ア) 貸付開始日から第1回貸付料納入期限が属する月の末日までの期間

(イ) (ア)に定める期間以降、最終回の納入期限までは、前回貸付料納入期限の翌月の初日から次の貸付料納入期限が属する月の末日までの期間

(ウ) 最終回貸付料納入期限の翌月の初日から譲渡代金の納入期限までの期間

(3) 保険の責任は、(2)の保険対象期間に係る4の(3)に定める保険料を、納入期限までに納入することにより、次のときから始まるものとする。

ア 1回払いにより貸付料・保険料を納入する場合

(ア) (2)のアの(ア)の場合は、貸付開始日

(イ) (2)のアの(イ)の場合は、毎年度、貸付料納入期限の翌月の初日

(ウ) (2)のアの(ウ)の場合は、最終回貸付料納入期限の翌月の初日

イ 年4回払いにより貸付料・保険料を納入する場合

(ア) (2)のイの(ア)の場合は、貸付開始日

(イ) (2)のイの(イ)の場合は、各回貸付料納入期限の翌月の初日

(ウ) (2)のイの(ウ)の場合は、最終回貸付料納入期限の翌月の初日

(4) 保険の責任は、次のいずれかのときに終わるものとする。

ア 借受者が譲渡代金を納入期限までに納入し、貸付対象施設等の譲渡が行われたとき

- イ 借受者が、実施要領第12の2又は3の規定に基づく機構が提示した条件を満たし、貸付契約が解約されたとき
- ウ 借受者が実施要領第12の4の規定に基づく買取請求に対し精算額及び当該精算額に係る違約金を納入したとき
- エ 機構が保険会社から1に掲げる債務に係る保険金を受領したとき

## 6 借受者の責任

- (1) 借受者は、8の免責事項に該当することにより機構が保険金を受領できなかった場合は、受領できなかった保険金相当額のうち機構が損害を被ったとして請求した額を機構へ弁済しなければならない。
- (2) 借受者は、機構が補助リースに係る貸付契約を解約した場合であって、借受者の責に帰すべき事由により補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）の適用を受けて補助金の返還を求めた場合は、当該貸付契約に係る補助金の額から保険会社より機構が受け取った保険金の中に含まれる補助金部分相当額を控除した額を機構に返還しなければならない。

## 7 受託団体の責任

- (1) 受託団体は、借受者が第4の2の状態に至ったときは遅滞なく、その旨を機構へ報告しなければならない。報告を怠り、機構に対して損害を与えた場合は、その損害額を弁済しなければならない。
- (2) 受託団体は、次に掲げる事実が発生し又は発生する恐れがあることを知ったときは、遅滞なくその旨を機構へ報告しなければならない。報告を怠り、機構に対して損害を与えた場合は、受託団体はその損害額を弁済しなければならない。
  - ア 重複保険契約が締結されているか又は締結されようとしているとき
  - イ 保険契約内容及び保険金支払いに重大な変更又は影響を及ぼす事態が生じたとき
- (3) 受託団体は、第4の3による保険事故が発生したときは、次の事項について機構に協力するものとする。
  - ア 機構が保険事故について説明若しくは証明を求めたとき
  - イ 機構が保険事故発生の実態又は損害額を確認するために借受者の帳簿その他の書類について調査するとき
  - ウ 機構が被る損害の防止若しくは軽減のために必要な措置をとるとき
- (4) 受託団体は、8の免責事項に該当することにより機構が保険金を受領できなかった場合は、受領できなかった保険金相当額のうち、機構が損害を被ったとして借受者に請求した額を、機構に弁済するよう借受者を指導するものとする。
- (5) 受託団体は、機構が補助リースに係る貸付契約を解約した場合であって、借受者の責に帰すべき事由により適正化法の適用を受けて補助金の返還を求めた場合は、当該貸付契約に係る補助金の額から保険会社より機構が受け取った保険金の中に含まれる補助金部分相当額を控除した額を機構に返還するよう借受者を指導するものとする。

## 8 保険の免責事項

包括契約に基づく保険金の受取人である機構が保険会社から保険金を受領することができない場合は、次のとおりとする。

- (1) 保険料を支払っていない場合
- (2) 債務不履行の事由が、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変又は暴動、地震、噴火、津波、洪水、高潮、台風、核燃料物質等による

- 放射性・爆発性その他の有害な特性の作用又はこれらの特性に起因する事故
- (3) 受託団体及び借受者又はその者の法定代理人（借受者が法人である場合は、その法人の理事又は取締役等）の故意又は重大な過失によって生じた損害

#### 第4 保険事故と確定する手続

- 1 受託団体は、借受者が貸付料・保険料の納入を怠ったときは、次の措置をとるものとする。
  - (1) 貸付料の納入期限までに貸付料が納入されないときは、当該借受者に対して督促を行う。
  - (2) (1)の督促にもかかわらず、納入期限から2月を経過しても貸付料が納入されないときは、当該借受者に対して配達証明付き内容証明郵便により督促状を送付するとともに、その写しを添付のうえ、別紙様式第2号-1の貸付料納入遅延報告書により機構に報告する。
  - (3) (2)の督促にもかかわらず、納入期限から3月を経過しても貸付料が納入されないときは直ちに、別紙様式第2号-2の貸付料納入遅延報告書により機構に報告する。
- 2 受託団体は、借受者が次の事態に至ったときは、借受者との貸付契約書の写しを添付のうえ、別紙様式第2号-3の畜産環境整備機構保証保険に係る報告書により機構に報告する。

この場合、(1)については直ちに、(2)については機構が保険の手続きを進めることについて保険会社から了承を得た後に機構に報告するものとする。

  - (1) 破産・民事再生・会社更生・強制換価・会社整理・特別清算の手続開始の申立（破産にあつては、破産法第15条及び第16条に定める破産手続開始の原因が認められ、借受者の代理人から受任通知が発せられた場合は、その通知の受理をもって申立とみなす。）が行われたとき、取引金融機関・手形交換所の取引停止処分を受けたとき又は仮差押命令・保全差押通知が発せられたとき
  - (2) 廃業（離農）、債務超過又は債務不履行となったとき
- 3 機構は、受託団体から1の(3)又は2の報告を受けたときは、速やかに実施要領第12の4の規定に基づき、借受者に対し貸付契約を解約のうえ、精算額により買取請求を行うとともに、保険会社に対して事態発生報告を行うものとし、借受者が実施要領第12の6に規定する納入期限までに当該精算額の支払債務を履行しなかったときは、これを保険事故とする。

#### 第5 保険金の支払請求

機構は、第4の3の保険事故をもって、保険会社に対して事故発生報告及び保険金の支払請求を行うものとする。

#### 第6 債権の譲渡と求償権の取得

- 1 機構は、保険会社から保険金を受領した後、その受領した保険金の額を限度として、借受者に対する機構の債権（以下「債権」という。）を保険会社に譲渡するものとする。
- 2 保険会社は、機構に対して保険金を支払い、かつ、前項の債権の譲渡を受けた後、借受者に対する求償権を取得するものとする。

#### 第7 貸付施設等の引渡し

機構は、保険金の受領をもって、借受者が実施要領又は補完リース要領の規定に基づき精算額で買い取ったものとみなし、借受者に当該貸付施設等の所有権が引き渡されたものとする。

#### 第8 受託団体等への通知

- 1 機構は、保険金を受領したときは直ちに、受託団体に対して、保険金を受領したこと及び保険会社に債権を譲渡したことを通知するものとする。
- 2 機構は、第6により債権の譲渡を行ったときは直ちに、その内容を借受者に通知するものと

する。

- 3 実施要領により貸付契約の解約・精算額買取請求をする場合の受託団体から借受者に対する通知及び2の借受者に対する通知は、第4の1の(2)の通知と同様、配達証明付き内容証明郵便によるものとする。

## 第9 その他

この要領に定めるもののほか、この保証保険の実施につき必要な事項については、機構の理事長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要領は、平成17年8月30日から施行する。
- 2 平成17年4月1日以降に加入した保証保険の取扱いについては、この要領により取扱ったものとみなす。
- 3 この要領の制定に伴い、畜産環境整備機構リース事業保証保険制度実施要領（平成11年7月21日制定。以下「旧要領」という。）は廃止するものとする。

### 附 則

- 1 この要領は、平成21年3月30日から実施する。
- 2 改正前の畜産環境整備機構リース事業保証保険制度要領（直接リース）の規定により締結した包括契約及び保険契約並びに保険契約の委任、保険料の支払い、保険金の支払請求その他の行為は、この要領に基づくものとみなす。

### 附 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

### 附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この要領は、平成29年10月17日から施行する。
- 2 この要領の施行前に補完リース要領に基づき締結した調査リース及びクラスターリースに係る保険契約及び保険契約の委任、保険料の支払い、保険金の支払請求その他の取扱いは、この要領に基づくものとみなす。

### 附 則

この要領は、平成30年8月22日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行し、改正前の畜産環境整備機構保証保険要領（直接リース）（以下「旧要領」という。）に規定する調査リース及び環境・衛生リースに関する改正部分については、令和元年10月4日から適用する。
- 2 旧要領の規定により締結した保険契約並びに保険契約の委任、保険料の支払い、保険金の支払請求その他の取扱いについては、なお従前の例による。



年 月 日

一般財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

〒  
借受者 住 所  
氏 名 印

畜産環境整備機構保証保険の加入申込みについて（委任状）

私は、下記の貸付施設等に係る畜産環境整備機構保証保険の加入に当たり、畜産環境整備機構保証保険要領（以下「要領」という。）の諸条項を了承の上、要領第3の2の（3）の規定に基づき、貴機構に当該保険の加入申込みを委任します。

記

| 貸付施設等名称 | 貸付記号 | 貸付金額<br>(税抜き) | 貸付開始日 | 貸付契約書番号<br>(貸付契約締結日) | 備考 |
|---------|------|---------------|-------|----------------------|----|
|         |      |               |       |                      |    |
|         |      |               |       |                      |    |
|         |      |               |       |                      |    |
|         |      |               |       |                      |    |
|         |      |               |       |                      |    |
|         |      |               |       |                      |    |
|         |      |               |       |                      |    |
|         |      |               |       |                      |    |
|         |      |               |       |                      |    |
|         |      |               |       |                      |    |

番 号  
年 月 日

一般財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

〒  
受託団体 住 所  
電 話  
団体名  
代表者氏名 印

畜産環境整備機構保証保険に係る貸付料納入遅延報告書 (2月遅延)

下記4の借受者が加入した畜産環境整備機構保証保険契約に係る下記1の貸付施設等の貸付料が当該貸付料の納入期限に納付されず、納付期限の翌日から起算して2月を経過しましたので、畜産環境整備機構保証保険要領第4の1の(2)の規定に基づき報告します。

記

- 1 貸付施設等名称、貸付記号及び貸付金額 (税抜き)
- 2 貸付契約締結日及び貸付契約書番号
  - 1) 貸付契約締結日 令和・平成 年 月 日
  - 2) 貸付契約書番号 第 号
- 3 貸付開始日  
令和・平成 年 月 日
- 4 借受者
- 5 未納が発生した貸付料納入期限  
令和 年 月 日
- 6 遅延の理由

添付書類

- 4の借受者あての配達証明付き内容証明郵便の写し

番 号  
年 月 日

一般財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

〒  
受託団体 住 所  
電 話  
団体名  
代表者氏名

印

畜産環境整備機構保証保険に係る貸付料納入遅延報告書 (3月遅延)

下記4の借受者が加入した畜産環境整備機構保証保険契約に係る下記1の貸付施設等の貸付料が当該貸付料の納入期限に納付されず、納付期限の翌日から起算して3月を経過しましたので、畜産環境整備機構保証保険要領第4の1の(3)の規定に基づき報告します。

記

- 1 貸付施設等名称、貸付記号及び貸付金額 (税抜き)
- 2 貸付契約締結日及び貸付契約書番号
  - 1) 貸付契約締結日 令和・平成 年 月 日
  - 2) 貸付契約書番号 第 号
- 3 貸付開始日  
令和・平成 年 月 日
- 4 借受者
- 5 未納が発生した貸付料納入期限  
令和 年 月 日
- 6 納入遅延に対する対応
  - 1) 後日納入予定、保険事故対応予定、その他 ( )
  - 2) 1) の具体的内容

番 号  
年 月 日

一般財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

〒  
受託団体 住 所  
電 話  
団体名  
代表者氏名

印

畜産環境整備機構保証保険に係る報告書

畜産環境整備機構保証保険契約に係る下記1の貸付施設等の貸付けを受けました下記4の者について、下記7の事態が発生しましたので、畜産環境整備機構保証保険要領第4の2の規定に基づき報告します。

記

- 1 貸付施設等名称、貸付記号及び貸付金額（税抜き）
- 2 貸付契約締結日及び貸付契約書番号
  - 1) 貸付契約締結日 令和・平成 年 月 日
  - 2) 貸付契約書番号 第 号
- 3 貸付開始日  
令和・平成 年 月 日
- 4 借受者
- 5 次回の貸付料納入期限  
令和 年 月 日
- 6 発生日  
令和 年 月 日
- 7 事態の内容
  - 1) 破産、廃業、債務不履行、その他（ ）
  - 2) 1) に至った具体的原因